香川高等専門学校企画運営会議規程

平成21年10月１日制定

（趣旨）

第１条 この規程は，香川高等専門学校内部組織規則第22条第２項の規定に基づき，香川高等専門学校企画運営会議（以下「企画運営会議」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

（審議事項）

第２条 企画運営会議は，校長の諮問に応じ，香川高等専門学校の運営に係る重要事項を審議する。

（組織）

第３条 企画運営会議は，次の各号に掲げる者をもつて組織する。

一 校長

二 副校長

三 教務主事，学生主事，寮務主事

四 校長補佐（研究・地域連携担当，広報戦略担当，国際交流担当）

五 専攻科長

六 各専攻長

七 各学科長

八 図書館長，情報基盤センター長及び副センター長，キャリアサポートセンター長及び副センター長，みらい技術共同教育センター長，地域イノベーションセンター長，AI社会実装教育研究本部長及び副本部長，社会基盤メンテナンス教育センター長，技術教育支援センター長及び副センター長，広報戦略室副室長，国際交流室副室長，ダイバーシティ推進室長，点検評価委員会委員長

九 事務部長

十 その他校長が必要と認めた者

２ 前項第八号に規定する者の出席は必須ではない。ただし，校長は，審議事項の内容により出席を求めることができる。

（運営）

第４条 企画運営会議は，校長が招集し，議長となる。

２ 校長に事故あるときは，あらかじめ校長の指名する者が議長の職務を代行する。

（組織以外の者の出席等）

第５条 校長が必要と認めたときは，組織以外の者を企画運営会議に出席させ，説明又は意見を聴くことができる。

（幹事）

第６条 企画運営会議に幹事を置き，総務課長，管理課長，学務課長及び学生課長を

もつて充てる。

（事務）

第７条 企画運営会議の事務は，総務課において処理する。

附 則

この規程は，平成21年10月１日から施行する。

附 則

この規程は，平成24年４月１日から施行する。

附 則

この規程は，平成28年５月１日から施行する。

附 則

この規程は，平成29年４月１日から施行する。

附 則

この規程は，平成 29 年 10 月１日から施行する。

附 則

この規程は，平成 31 年４月１日から施行する。

附 則

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は，令和７年４月 17 日から施行する。

附 則

この規程は，令和８年４月１日から施行する。